

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 21 日現在

機関番号：37502

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370908

研究課題名(和文) 日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究

研究課題名(英文) An Empirical Research on the Change Process of the Tombs of Foreign Origin during the Early modern in Japan

研究代表者

田中 裕介 (tanaka, yuusuke)

別府大学・文学部・教授

研究者番号：30633987

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：17世紀初めの江戸時代初期のキリスト教禁止令以前にキリシタン墓碑が出現する。その後1660年代までキリシタン墓の系譜をひく板状伏碑が存続することを豊後の南部の墓地調査によって明らかになった。

キリシタン禁止令は外国人にもおよび、西九州では1619年に華南様式の墓地が出現する。日本に帰化した住宅唐人は、1688年の唐人屋敷への囲い込みまでは、唐人墓の様式を維持するが、その後は日本化が進むのに対し、一時滞在の清国人の墓は唐人墓の形態を継承して存続する。

1778年には長崎にオランダ人墓碑が出現したが、その形は近世初期の板状伏碑に由来し、幕末までの日本における西洋人墓碑の原型となった。

研究成果の概要(英文)：The Christian tombstone appeared before the ban on Christianity in the early Edo period in the beginning of the 17th century. I made it clear that the plate-like monument inheriting the genealogy of the Christianity tomb was survived until 1660's through the cemetery survey with the Christian stonework of the southern part of Oita prefecture.

While the Christian is banned for foreigners, soon the Chinese cemetery appears in Western Kyushu in 1619. Chinese naturalized in Japan maintains Chinese tombs of South China style until enclosing in Chinese Concession in 1688, but thereafter their tombstone japanized. By contrast the tombstone of the Qing dynasty people temporarily staying inherit Chinese tombs of South China style.

Dutch tombstone appeared in Nagasaki in 1778, its shape originated from a plate-like Christian monument in the early Edo period of the 17th century, and became the prototype of the Western tombstone in Japan until the last day of the Edo period.

研究分野：考古学

キーワード：キリシタン墓地 唐人墓 オランダ墓地 幕末の外人墓地 キリシタン禁制 鎖国政策 住宅唐人

1. 研究開始当初の背景

日本の近世墓碑は地域や仏教宗派などの違いを超えて全国的に共通の変化と格式を示すことが知られている。一方戦国時代から江戸時代初期には、キリスト教徒と唐人の墓碑が九州に分布し、17世紀後半には黄檗宗によって華南系の墓地が西日本に伝来して大名や儒者に影響を与え、18世紀末には長崎にオランダ人の石造墓碑が出現する。このような外来系の墓碑を考古学的に研究することによって、各外来墓碑の日本化への変容過程を明らかにできると考えられた。

唐人墓碑研究 1530年代になると西日本各地に唐人町が出現した。1635(寛永12)年には長崎集住が命じられた。長崎ではそれ以後唐人は日本に帰化していったが、1688(元禄元)には長崎の唐人屋敷に囲い込まれた。長崎と熊本において近世初頭の唐人の墓地が判明している。しかし唐人墓地の墓碑の型式、年代、変遷等の具体的な状況は不明なままである。

キリシタン墓碑研究キリシタン墓碑の存在は早くから指摘され、片岡弥吉の研究によって、蒲鉾型、立碑型・伏碑型の大別が明らかとなった。田中は大石一久氏とともに全国のキリシタン墓碑を調査し2012年に『日本キリシタン墓碑総覧』にまとめ、キリシタン墓碑は5期に変遷し、初期の関西の墓碑ほど日本中世の仏教墓碑の影響が大きく、17世紀初頭に九州に出現した半円形板状伏碑が関西まで伝播する過程をしめした。

中国人墓碑とキリシタン墓碑の関係について、2012年から九州の唐人墓碑と大分県内のキリシタン墓碑の性格の異なる2種類の墓碑を比較した。その結果1619年に華南様式の唐人墓碑が熊本玉名と長崎深堀で同時に始まり、そのごすぐに長崎悟真寺でも唐人墓碑が設置されること。キリシタン墓碑は紀年銘最新例は大分県佐伯の重岡いさ墓碑は1619(元和5)年である。長崎における立碑の最後は1622(元和8)年である。つまりキリシタン墓碑が国内で姿を消すのと同時に、九州に華南様式の唐人墓碑が出現する。悟真寺の唐人墓で、キリシタン墓碑とみられる型式の石造品が、存在することが判明し、悟真寺墓地はキリシタン墓地だが1620年代に唐人墓地に変化することが判明した。大分県内のキリシタン墓碑調査の過程で、伏碑型墓碑が1620年代以後も、存続する可能性が示唆

された。つまり唐人墓碑はいちはやく非キリシタンであることを示す道具立てとなり、一方キリシタン地帯では転んだ後も、銘を記さない墓碑を使うことで、キリシタン信仰を確認した。さらに1650年代には悟真寺の中にオランダ人の墓地がもうけられる。ところが1779年までオランダ人には石製墓碑が置かれていない。それに対して唐人墓では初期の華南様式から次第に日本的要素をとりいれつつ、日本の近世石塔とは異なる日本的「唐人墓」が使われ続けていた。しかもオランダ人墓の型式は17世紀前葉の伏碑型のキリシタン墓碑と同一形式である。弾圧下で消滅したはずの墓碑形式がオランダ人の墓碑として再登場していると予測された。

2. 研究の目的

(1) 前回の調査で確認された事実を広く確認し、墓碑の実測と計測にもとづいて考古学的に検討し、近世以後のキリシタン墓碑の変遷と特色を長崎オランダ人墓地も含めて研究し、近世のキリスト教徒および日本に居住する異国人への幕府の政策の変化を墓碑の考古学的検討により明らかにすることを目的に調査を計画した。

3. 研究の方法

(1) 長崎県悟真寺の18~19世紀の清代の中国人墓碑調査、および崇福寺の唐人墓調査によって、近世全般の長崎唐人墓地の分布・変遷等の考古学的検討をおこなう。

(2) 18世紀末から19世紀居留地開設までのオランダ人等の石造墓碑の調査。長崎悟真寺国際墓地、下田玉泉寺墓地など、1860年代までの外人墓地の墓碑の検討をおこなう。

(3) 北京柵欄墓地および正福寺の17~19世紀のキリスト教カトリック宣教師墓碑の調査し、日本のキリシタン墓碑との影響関係を検討する

(4) 大分県南部のキリシタン関連墓地の墓地実測調査。臼杵市野津町河野家墓地と豊後大野市犬飼町栗が畑亀甲墓地の墓地を平板測量と墓碑実測をおこなう。

4. 研究成果

(1) 近世初期キリシタン墓の変遷

寄棟形板状伏碑をキリシタン墓碑と推定する根拠は、大分県臼杵市野津の下藤キリシタン墓地での石組遺構の発見である。大分県内においては西寒田クルスバ遺跡、岡ナマコ墓、栗ヶ畑亀甲墓地、そして神野家墓地にキリシタン墓碑が残されていることを証明する根拠となっ

た。

神野家墓地は1650年代から60年代の年代を与えることができ、その頃の伏碑がいずれも長さが110 cm以下に短小化している。鍋田墓地はいずれも神野家墓碑より長く大きく、17世紀でも初頭に近い墓碑である。いずれの墓碑にも銘文が記されていないから、白杵藩がキリシタン禁止政策に乗り出した慶長17年(1612)から豊後崩れが本格化する1660年代にかけて、当初の長大なものから次第に1メートル前後の墓碑に短小化したと推定される。

禁教下初期のキリシタン墓碑 1614(慶長19)年の禁教令以後、豊後キリシタンは1624(寛永元)年ごろ、1632(寛永9)年ごろに棄教のピークがあると指摘されている。そして1660年代から80年代に「豊後崩れ」により、最終的な弾圧をこうむっている。このような状況に対し、墓碑は何を語るであろうか。

まず1614年以後も豊後南部では、キリシタン墓碑が1660年代まで存続していたことが、神野家墓地の調査から判明した。禁教令から「豊後崩れ」のはじまるころまでの墓碑を整理すると、墓碑銘と十字架表現が消失する。キリシタン的な墓碑形態であった半円柱形柱状伏碑は作られなくなり、存続したのは板状伏碑の各形式である。その形態には平型、扁平形、切妻形、寄棟形などである。表面を調整した整形墓碑から、手斧痕が粗く残る粗製伏碑へと変化し、長軸方向が短くなる短小化・小型化する。なぜ短小化するのか。短小化の実態は、平面形が長方形のまま短くなるようで、完全な正方形になることはない。現実の埋葬形態が伸展葬から座葬に変化しつつあっても、墓碑についてはキリシタンとしての墓碑の習慣を守ったものと推定される。

このような板状伏碑の存続は1660年代までである。神野家墓地のような板状伏碑を使用してきた墓地が一転して仏教墓碑に変化するのには、それまで潜伏状態でキリシタン信仰を維持していた人々が、「切支丹」として捕縛・処刑されるか、完全に棄教したことを表明し助命されるかのいずれかの選択を、「豊後崩れ」の摘発を通じて迫られたからであると考えられる。

(2) 唐人墓と住宅唐人

今回の調査では長崎市深堀菩提寺唐人墓群と長崎市稲佐悟真寺の唐人墓群を調査した。その成果をいくつかあげたい。

近世における唐人墓の始まり 華南様式

の唐人墓が突然出現したことを裏付けるのは、墓碑そのものである。出現当初の - A期(1619~40年)の唐人墓の形態は4形態にわかれ、墓碑や墓地の様式が定まっていなかった。これに対して悟真寺1 - B期(1640~70年)になると墓碑はAないしB型式の方頭形という一つの形態に定型化が進む。銘文の様式も1619(元和5)年銘の深堀菩提寺吳三官墓では、本来出身地を書くべき頭部に長崎という地名をきざみ、中国式の姓名ではなく日本式の戒名が刻まれる。肥後伊倉の唐人墓も年号が未記載であり、姓名の順が異なるなど定型化していない。

さらに現存最古の1619(元和5)年銘の長崎市深堀菩提寺吳三官墓と熊本県玉名市伊倉郭濱沂墓は両者ともに長崎から朱印船を出した唐人貿易商と考えられており、須弥座の表現などのデザインと敲打の製作技法は中国から石工を呼び寄せて作った可能性が高い。このことはこの時点で日本国内に唐人が中国様式の墓をつくる伝統あるいは前例がなく、あらたに故郷の墓制を導入したからと考えられる。

1619(元和5)年から20年代にかけて肥前長崎や深堀、肥後伊倉、あるいは薩摩坊津において唐人墓の造営がはじまることが指摘できるが、どのような事情によるのであろうか。長崎県下においてキリシタン墓碑が終焉を迎えるのが1620(元和6)年前後であり、入れ替わるように華南様式の唐人墓があらわれることからキリシタン禁制が唐人墓出現と関係のあることを示唆したが、1620年代の長崎における興福寺(1623元和9年)、福濟寺(1628寛永5年)、崇福寺(1629寛永6年)の唐三寺の創建と1620年代の悟真寺における唐人墓地の設定を、当時のキリスト教弾圧強化への唐人側の対応策であるとみた中村質の見解を支持するものであった。

実際に1610(慶長15)年前後から長崎に来航する中国船は激増し、朱印状をうけて東南アジア貿易に乗り出す長崎居住の中国人海商も現れていたが、海商自身や乗組員のなかにはキリスト教に入信するものも多く、当時の東アジア貿易の中心がポルトガル人であったことから、純粋な信仰上の理由だけでなく、商売上の理由によってキリスト教に入信するものもいた。

キリシタン禁制政策をすすめる幕府当局にとって、海外との貿易に従事する中国人海商がキリスト教宣教師や信者を出入国させる事態や、

日本に在留する中国人にキリスト教が広がる事態は避けねばならず、日本人に対するキリシタン禁制政策以上に、長崎や九州各地の唐人町における中国人キリスト教対策が必要となっていたと考えられる。

このように1619(元和5)年に唐人墓が出現する背景には、キリシタン弾圧政策が強化され、1620(元和6)年には長崎市内の教会がすべて破壊され、潜入する宣教師への対策が強められた時期にあたり、キリシタンの貿易商人に対する警戒が高まった状況がある。

1623(元和9)年鎖国令によって中国人貿易商はキリシタンでないことを示さなければ、朱印状をえて東南アジア貿易に出港することができなくなった。鎖国令として発令される以前から、各地の唐人およびその貿易船に対してキリシタン改めが強化されていたと考えられる。そのため仏教徒であることを示すために長崎への唐寺の勧進が進められ、あるいは日本寺院への帰依がおこなわれて、日本に居住する意志のある中国海商は、唐人墓の造営を行う必要があったものと思われる。

最古の唐人墓である深堀菩提寺の呉三官墓と肥後伊倉郭濱沂墓の被葬者が朱印船貿易関係者であると推定されていることは示唆的であり、李獻璋によれば中国人海商への朱印船発給には3つのピークとなる時期があり、1619(元和5)年はそれまでの7~8名に与えられていた人数が、李旦と二官の2名に制限された年と指摘されている。この年に中国人海商にたいする何らかの政策変更があったことが暗示されており、かれらにあえて故郷の墓を日本につくる決断を迫ったと推定する。

清国人墓の出現 1639(寛永16)年の鎖国令以後の唐人墓は日本に帰化することを選んだ「住宅唐人」の墓か、貿易で訪れた短期滞在の中国人の墓のいずれかである。前者の「住宅唐人」は国籍でいえば日本人である。長崎悟真寺の1-B期(1640~70年)から1-C期(1671~88年)の墓は、住宅唐人が、華南様式の唐人墓をつくったことを示している。いっぽう1689(元禄2)年以後の悟真寺や崇福寺の第2期の唐人墓は、墓碑の背後に切妻式の蓋石を置く形式に統一されている。これらの墓は住宅唐人の墓ではなく、日本に貿易でやってきた短期滞在者である渡航唐人の墓である。

したがって悟真寺や崇福寺あるいは興福寺に

残された第2期(1689年以後)の唐人墓の大半は、短期滞在の商人や水夫などの中国人の墓であり、国籍は清国であると考えてよい。だから清国年号を持つことは、国籍の表示としては当然といえる。第2期の唐人墓の出現が1689(元禄2)年ごろであることは、唐人屋敷に収容された清国人の墓として第2期の墓が作られたことを示している。

長崎の住宅唐人はなぜ華南様式の墓地をつくったか。長崎の住宅唐人はなぜあえてこの時点で中国様式の墓地を建造したのか。とくに1640(寛永17)年から1689(元禄2)年までになぜ華南様式の墓を作り続けるのはなぜだろうか。

1620(元和6)年ごろに日本に居住し日本人妻子をもった多くの中国人が、墓をその居住地である唐人町にもつことで日本に永住する選択をしながらも、中国人という民族性を表示する必要に迫られたのはなぜだろうか。そこには中国人意識、具体的には明国から渡来したという民族意識が強く表現されていると考えられる。彼らが長崎で来航する唐人と直接交渉する立場にあり、日本人と中国人を仲介する立場であったことが、中国人としての習俗を維持する必要をもたらしたと推測される。そのため1689(元禄2)年に渡航唐人を唐人屋敷に収容する政策がとられると、唐通事をのぞく住宅唐人と渡航唐人の接点は希薄化し、墓地も一部の唐通事家の墓を除けば日本化してしまうと考えられる。

第1期1619~89年の唐人墓の多くが、日本国内に妻子をもって居住した住宅唐人の墓と考えられる。墓碑銘に日本年号を選択することによって、幕府の法に従う「日本人」であることを表明しているのではあるまいか。横田冬彦は、「日本の領域内において中国人・朝鮮人などの民族を問わず、領域内に居住し、非キリスト教徒であり、日本語を話し日本風俗に従うものが「日本人、日本国民」とされた。その区別は宗教的・文化的なもので、人種や民族の観点にもとづく「国民」概念とは異なるものである」とする荒野泰典の見解をひき、幕府の政策は居住地国籍主義であるとした。つまり日本の国内に家を持つ、すなわち住居を構え妻子をもち永続的に居住するものは、その出身が中国人、朝鮮人、あるいは西欧人でもキリシタンでない限り日本人として扱うとした。したがって長崎に居住して妻子をもって家を構え、中国との貿易に従事する中国人は、幕府の政策に従って「日本人」

であることを選択しなければならず、その意思表示の一つが墓碑における日本年号の使用であると考えられる。

(3) 外国人居留地の成立と墓制

鎖国後の外国人墓制 18世紀に江戸幕府によって外国人とされた唐人＝清国人とオランダ人は民族の呼称とややずれている。唐人の商船乗組員の中には東南アジア出身者もいるし、オランダ人として出島にやってくる館員の中にはシーボルトのようにドイツ人である場合もある。17世紀に国籍出生地主義をとっていた江戸幕府からみれば、イスラム教徒であっても、ドイツ人であっても、「唐人」概念と「オランダ人」概念にふくめて、問題にできなかった。

日本に帰化した住宅唐人や、三浦按針(イギリス人)のように、日本人と見なされた外国出身者は、その子孫によって埋葬され祀られる際は日本人と同じように檀那寺をもち、仏教式の埋葬儀礼によって葬られて、仏教式の墓地を持つようになっていった。

いっぽう貿易期間のみ来航する渡航唐人や、オランダ人は唐人屋敷や出島に隔離されて厳しく管理統制された。その中においては幕府の法が支配する。したがって彼らは妻子を同伴することは許されず、唐人には一定の中国式の宗教儀礼がゆるされたが、オランダ人にはキリスト教的な儀式はいっさい許されなかった。船中や滞在中の死者の埋葬においても、幕府による検視と、指定された墓地における仏教的な葬式と過去帳への記載が行われ、位牌を作って仏式に供養することさえ行われた。

さらに漂着した外国人についても、生者は長崎に送還されて唐船またはオランダ船で故国に送還された。死者は検視の上現地に埋葬され、日本式の葬式がおこなわれている。

しかし彼らは日本国籍ではなく、幕府にとっては清国人とオランダ国人という外国人であり、彼らの待遇を決定する場合には、江戸幕府の身分制度の中に位置づける必要があった。埋葬においても18世紀の長崎の清国年号を用いた渡航唐人の墓や、オランダ人商館長の墓の形態が、日本の仏教墓制の墓碑とひどく異なっていて独特な形式に統一されているのは、幕府側が「唐人」「オランダ人」という外国人支配の身分的枠組みをもうけたためである。唐人墓が、清国の出身地でいえば江西省や浙江省から福建省や広東省まで広がるにもかかわらず、唐人墓の形式が

横断的であること。18世紀末にオランダ人墓に採用された扁平形板状伏碑という形態が、オランダ人のみならず、幕末にはロシア人、アメリカ人、イギリス人など西洋人の墓碑として用いられることは、18世紀から幕末期までの唐人墓とオランダ人墓の形式が、彼らによって故国から持ち込まれた墓制ではなく、江戸幕府によって唐人とオランダ人に設定された墓碑であると考えられる。

幕末の外国人墓＝居留地開設前後の墓地

1853(嘉永6)年のペリー艦隊浦賀来航と翌年の日米和親条約によって、長崎・下田・函館が開港場となったが、死者の埋葬については条約にもとづいて日本側が墓地を設定し、その管理は幕府がおこなった。

これに対して幕末から明治時代の外国人居留地の墓地は、治外法権であって日本政府の権力の及ばない場所である。居留地における死者の埋葬の手続きは、1859(安政6)年に締結された安政の五か国条約によって各国領事の手ゆだねられ、居留地居住の外国人には信仰の自由がみとめられ、そこに住む外国人に対してキリシタン禁制の効力は及ばず、居留地内に外国人のためのキリスト教会がたつた。それゆえ墓碑の形式に外国人の祖国の墓碑形式が出現した。

居留地外の埋葬では、外国人といえども基本的にキリスト教的な埋葬は禁止され、墓碑も日本的な墓制になる。たとえば江戸のアメリカ領事館員ヒュースケンの墓碑が日本式の笠付角柱型なのは、そこは横浜の外人墓地ではなく江戸の光林寺であるからであり、下田の墓地がある玉泉寺も居留地ではなく、五か国条約以前の幕府の管轄下にあった時点では、日本式の墓碑に幕府側の責任で建て替えられたのである。長崎の悟真寺のオランダ墓地、ロシア墓地および国際墓地がなぜ、デュルコープ墓以来の扁平形伏碑の形式が踏襲されたかといえば、そこが居留地外の17世紀以来の外国人墓地の継続地として、幕府の先例として確立した西洋人墓碑の形式がなお強制力をもって踏襲されたからであると考えられる。

(4) 外来墓制からみた近世日本の墓制

伏碑から立碑へ

日本の近世墓碑は1660年代に立碑形式の墓碑として始まり、1720年代の享保期に全国的に普及する。その際近世仏教墓碑が立碑形式を採用したのは、それ以前の17世紀前半のキリシタンの墓碑が伏碑形式であっ

たことへの視覚的対抗である。キリシタンの墓地が『長墓』とよばれる伏碑形式であることは、長崎奉行所や大村藩など弾圧側もよく知っていた。そのため仏教徒として非キリシタンであることの表明しようとするとき、死者の墓碑は立碑形式をとらざるを得なかった。一般的に近世においては仏教的立碑墓碑を立てることが日本人であることの証となった。

自葬の禁止 こうしてキリシタン禁制の強化に伴って、自分の信じる宗教の儀礼に従って葬ることは禁止され、外国人まで含めて仏教式に埋葬することが求められた。潜伏キリシタンもオランダ人も葬儀は檀那寺の僧侶によって行われるのである。このようにキリシタン禁制と鎖国政策の段階的強化、寺檀制度の確立によって、日本人は、仏教寺院が関与する葬儀と埋葬をおこなう義務を負ったのである。檀那寺の関与なしに埋葬をおこなうことは切支丹とうたがわれることにほかならなくなった。

17世紀初頭から寛文年間にいたるキリシタン墓地の衰退過程と、近世墓地の成立過程、唐人墓の変容過程は、キリシタン禁制を目的にした幕府による死者の管理する制度の確立過程であり、自葬の禁止という政策の成立過程である。

幕末になると、国内的には大名や武家に普及する儒教墓や神道墓の拡大、国外的には開国に伴う外国人居留地の出現が、自葬の禁止によって国民統合を達成した幕府の政策を破たんさせる。儒教墓や神道墓は形式的に檀那寺と縁を切ることまでは行われなかったため、ギリギリのところ幕府から許容されたし、ペリー艦隊の死者の葬儀もアメリカ人によるプロテスタント式の葬儀ののちに仏式の葬儀を直後に行い、改葬後は日本式の墓碑を立てることでのいた。しかし外国人居留地内の墓地は条約の治外法権規定によって、幕府の関与をすることはできなくなった。こうして居留地の国際墓地には、多くのそれまでに日本に作られたことのない墓碑が作られていく。日本におけるカトリック復活の始まりとなった1867(慶応3)年の浦上四番崩れの発端となったのが、潜伏キリシタンの自葬事件であったのは偶然ではない。かれらはすでに1865(元治2)年以来居留地内の大浦天主堂に出入りし、プチジャン神父の指導の下に、カトリックの信仰を取り戻しつつあった。その信仰表明としてまず第一に行われたことが、信徒の自葬である。

こうして17世紀に確立した江戸幕府による墓地統制は、幕末の開国過程で崩壊を余儀なくされていく。それは居留地の外国人墓地からはじまり、潜伏キリシタンにおよび、明治政府による揺り戻しともいえる浦上キリシタンの弾圧のなかで矛盾をあらわにし、明治政府による神道国教化の挫折とともに、墓地および埋葬統制の脱宗教化が進み、1872(明治5)年に出された太政官布告による自葬禁止令が、1882(明治15)年の神官に対する葬儀への関与禁止令をへて、1884(明治17)年10月2日の太政官口達によって、自葬の禁止が解除された。これによってはじめてキリスト教による葬式埋葬が公式に認められることになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

田中 裕介、豊後大野市所在岡なまこ墓の調査、史学論叢、査読なし、45号、2015、74-95

田中 裕介、長崎市深堀菩提寺の唐人墓、史学論叢、査読なし、46号、2016、184-203

田中 裕介、豊後キリシタン遺跡の研究史：戦前編、大分県地方史、査読なし、227号、2016 1-24

田中 裕介、17世紀の唐人墓、史学論叢、査読なし、47号、2017、19-54

[学会発表](計2件)

田中 裕介、長崎の唐人墓、別府大学文化財セミナー、2015.12.6、長崎市立図書館

田中 裕介、キリシタン墓研究の現状、2016年度宮崎県考古学会大会、宮崎市埋蔵文化財センター

[図書](計 件)

田中 裕介ほか、国東市文化遺産活用実行委員会、国東市キリシタン墓現況調査報告書、2016、48-54

田中 裕介ほか、大分県教育庁埋蔵文化財センター、大分の中世石造遺物第5集総括編、2017、278-287、333-340

田中 裕介ほか、別府大学文学部、日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究、2017、1-37、44-121

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中裕介 (tanaka, yusuke)

別府大学文学部・教授

研究者番号：30633987

(2) 研究協力者

大石一久 (ooishi, kazuhisa)

(3) 研究協力者

三谷紘平 (mitani, kohei)

(4) 研究協力者

福永素久 (hukunaga, motohisa)